



静岡県後期高齢者医療広域連合告示第 20 号

静岡県後期高齢者医療広域連合規約第 12 条第 1 項及び公職選挙法第 33 条第 1 項の規定により、静岡県後期高齢者医療広域連合長の選挙を行う。選挙の期日及び不在者投票の開始日は次のとおりとする。

令和 4 年 8 月 15 日

静岡県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙長 池田 佳隆



- 1 選挙の期日
令和 4 年 9 月 1 日
- 2 不在者投票の開始日
令和 4 年 8 月 16 日